

公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成25年度

部局名： 総務部

			指摘事項等	措置状況等
意見	財務監査	財産等管理事務	<p>公有財産の管理については、財産の取得や処分等に関する事務処理の遺漏や公有財産台帳の不備を数年にわたって監査指摘したため、市としても適正な管理の構築を図るため、平成24年度に全庁各部に対して総括的に財産調査を行うよう指示し、併せて職員の意識を啓発する実務研修を実施した。</p> <p>しかしながら、本年度においても、財産調査を行った箇所でありながら公有財産台帳に記載されていない建築物があったことが判明している。これは1つの事例ではあるが、現地調査の目的や方法が的確に伝えられて実施されたのか懸念を抱かざるを得ない。改めて、適正な公有財産の管理がなされるよう、その対策の徹底と強化を図られたい。</p>	<p>公有財産の適正管理を図るため、公有財産の管理を担当する職員、特に新任の職員に対して、毎年度、実務者研修を実施し、公有財産の取得や変動についての報告の徹底を求めています。</p> <p>併せて、前年度末時点での公有財産台帳入力状況の確認や予算データを用いたチェックを実施し、各部局での増減報告に漏れがないよう調査確認作業も行っています。</p> <p>また、平成27年度にはGIS（地図情報システム）との不整合調査登記簿等との突合など現況確認のうえ、必要であれば台帳修正するよう依頼しました。</p> <p>今後とも、各部局職員への意識徹底を図るとともに、先程申し上げたような調査確認作業の手立て等も活用し、公有財産に関する適正管理について全庁的に進めていきたいと考えています。</p>